

旭川市告示第467号

本市の徴収金に係る次の書類について送達することが困難なため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月25日

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 書類の通知年月日及び通知書番号
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市福祉安心部介護保険課
- 3 納付場所
旭川市指定金融機関（旭川信用金庫）、旭川市収納代理金融機関及び旭川市役所（各支所及び出張所を含む。）
- 4 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 5 指定期限
令和8年10月3日